

猪苗代湖疏水（安積疏水）構想の先覚者・小林久敬*

A Research on Hisataka KOBAYASHI - the Precursor of Asaka Canal Project

藤 田 龍 之**

By Tatsushi FUJITA

概 要

江戸末期から明治初期にかけて猪苗代湖から安積・岩瀬両郡へ奥羽山脈を貫いて、水を引こうとする運動を势力的に行った第一人者は小林久敬である。しかしながら、小林が安積郡の人ではなく、岩瀬郡・須賀川の商人であったためと、明治15年に疏通したが岩瀬郡まで水が回ってこなかったため、地元須賀川でも忘れられた存在となっている。また、疏水の計画・施工に活躍した政府の役人奈良原繁、南一郎平や福島県官の中條政恒などに、その功績が奪われてしまい、特に中條政恒に徹底的に嫌われたため彼によって狂人扱いにされてしまった。そこで、この報告では小林久敬について出来るだけ多くの文献にあたり、彼が自らの私財をなげうって猪苗代湖からの疏通について、具体的な計画を持って奔走した功績について明らかにする。

1 まえがき

猪苗代湖の水を安積原野に引くことについての運動は、幕末からあったが、会津藩が反対していたため推進することが出来なかった。また、江戸末期も経世家・本多利明が猪苗代湖の水位を安定させることによって、湖に接している村々の水田耕作地が長期間水没するのを防いで、増収を図ろうとする考えを示した。その対策として本多利明が提案したのは日橋川の河床の盤下げ流路の拡幅である。

明治になると多くの人々がこの運動を行ったが、地元で最も势力的に運動を進めたのが第一人者は須賀川の商人小林久敬である。小林が建白した中に猪苗代湖について本多利明と同じような意見を述べている。つまり、猪苗代湖から流れ出る日橋川の出口、戸ノ口の盤下げ（河床を低くすること）を行って湖の水位を下げて安定させこれまで融雪、大雨時に水位上昇より長期間田畑が冠水するのを防ぐことを建言している。さらに本多利明の阿武隈川水運案を進めて、猪苗代湖の水を奥羽山脈を貫いて安積原野に導くことにより開拓が促進されるばかりではなく、その後水が阿武隈川に流れ込み川の水位上昇によりスムーズな船の運行が確保されると主張している。

このような素晴らしい構想で自費を投入して明治政府、福島県に働きかけ明治政府から高い評価を得ていたにもかかわらず地元では一部の人を除いて小林久敬の対する評価は低く、文献によっては悪意すら感じさせる。そこで、この報告では国立公文書館文書などこれまで地元では検討されていない文献など出来る限り小林関係文書を引用し彼の業績を調べた。ここで、福島県関係の文書は郡山市史に載せられているので、政府文書、小林家文書を中心に検討した。

* keywords : 安積疏水、小林久敬、人物史

** 正会員 工博 日本大学教授工学部土木工学科

(〒 963 郡山市田村町徳定中河原1番地)

2 小林久敬について

久敬は文政四年（1821年）岩瀬郡須賀川（現在福島県須賀川市）の郷士小林喜左衛門の二男に生まれた。通称は弥左衛門、字は久敬。妻は勢至堂の郷士柏木友輔の二女キチであった。勢至堂は須賀川から猪苗代湖畔を経て会津に通ずるところに位置している。妻の実家に近い勢至堂峠を度々訪れて付近の地理に精通していたことが、その後の疏水開鑿運動に役立ったものと考えられる。安政年間より疏水開鑿のことを企て、明治維新以後は精力的に運動を展開する。また、久敬が須賀川で行っていた家業について、国立公文書館所蔵の福島県史料三・縣史驛遞に次に示す資料が残されている。

驛遞

岩代国岩瀬郡須賀川町 小林彌八郎

右者創立年月日不詳嘉永元年六月中ヨリ人馬繼立取扱來候處明治五年八月中驛法御改正ニ付更ニ陸運会社請負致シ居ル

さらに、須賀川駅の付属人馬としては、人足三十四人、馬二百四十四疋となっており、二本松、本宮について規模の大きな駅遞であった。このことから小林久敬は須賀川町ではかなりの商人であったと言えよう。

3 建白書あるいは建言書・久敬の足跡

ここで小林久敬が福島県・県令三島通庸に提出した「明治十一年十二月内務省へ差出タル建言書ノ寫シ」（三島文書）の中に、久敬がこれまでの種々の疏通のための運動、建白について詳しく述べている。これを年代順に整理すると次のようになる。ただし、別紙第一号から第七号とあるが三島文書には残されていない。

明治2年3月 磐城平民政所へ建言（別紙第一号）先に示した「方今……」と同じであろう。

2年6月 磐城平民政所に再度建言（別紙第二号）

2年11月 白河県に上請（別紙第三号）二年の秋に置かれ藩主は牧野金丸で内容は今泉文書も「乍恐以書奉申上候」であろう。この時、後に示す「建白書番外留」にある測量結果も同時に提出したと考えられる。

5年11月 集議院へ建議（別紙第四号）これは後で示す『農務顛末』にある「開鑿之儀建言書」の写しであろう。これに対して県庁を通して上申するよう指示さらたが、このやり取りについては後に示す。

6年3月 安場福島県令へ具申（別紙第五号）集議院の指示に従い県庁へ建言、これは福島県文書で郡山市史にも全文載せられているものの写しであろう。

小林久敬が猪苗代湖から奥羽山脈を貫いて安積・岩瀬両郡へ疏水を開鑿するために関係するところへ運動を始めた。明治初期に小林が各所に提出した関係文書が小林家の家宝として残されている。久敬の孫、小林久誠の娘の嫁ぎ先にあったもので、現在は小林久敬の顕彰に尽力した須賀川市の杉原家に保存されている。久敬の孫が嫁いだのは那須の大塩家で、彼は十八年の長きに渡って那須村の村長を務めた。その中から「十三代久敬君湖水事件の書類」（写真-1）として残されているものを引用する。なお、小林本家は火災に遭い銀杯を含めて小林久敬に関するものは何も残されていない。

方今 御一新ニ付御為筋見込之条不憚忌諱可奉言上旨罷仰出之趣奉拝承候。就テハ年来土地開拓ニ心勞仕居候得バ何卒前日ノ志願相遂ゲ、御披思之一端ニモ相成可申奉存候ニ付、不顧不肖、言上仕候。奥羽之儀ハ、従前不毛ノ地多ク御座候得共、各藩領入合水理之儀、容易ニ示談モ相成兼候故、開拓ノ道モ不相立儀と奉存候。會津猪苗代ノ湖水ハ凡方四里ニシテ水常ニ充滿仕居候。是より水路ヲ開、追々相及安積郡濱路村より太多野ヨリ左右御開拓相成候得ハハ、凡高二三万石田地開ケ、且亦其水阿武隈川江落合ニモ候得バ、通船ノ為ニモ宣敷、永世之御益相成可申奉存候。御採用相成、御用罷仰付被下置候ハハ、如何様ニモ尽力仕度素心ニ付、何卒御許可罷成下度、奉願候。左候ハハ、御尋之儀も御座候ハハ追々見

込可奉申上候得ハハ不取敢此段奉言上候 以上

己 三月

須賀川郷士 小林彌左衛門

磐城平縣民政取締御役所

但 秋山源太左衛門殿身分認入候様御指図ヲ以郷士と書入候事

口 上 覺

會津猪苗代湖水ヨリ安積郡エ水路ヲ鑿割新開之儀凡見込取調奉申上候。今般右場所内見仕候處湖水岸濱路村ヨリ字サエキト中山ニ二里程切通シ前後半里余水路鑿割候得ハハ、安積岩瀬兩郡エ掛水ニ相成地味モ至テ宣候間開發情々仕候得ハハ、凡高三万石余モ出来可申且兩郡之儀ハ素ヨリ用水不足ノ村々ニテ兎角旱損愁有之難澁罷在候由、新開成就仕候得ハ、本田エモ潤水ニ相成追々取實モ相増不一ト方郷中御救筋ニ相成見込之儀ニハ御座候得共自然郷村立直リ可申ト奉存候則切通シ鑿割凡積リ并繪図西（面）相添奉入御覽候尋候之儀モ御座候ハハ委細口上ニ可奉申上候以上

己九月

小林彌左衛門

これら2通の文書の一つは、己三月、つまり明治二年三月に小林が当時須賀川は磐城平県に属していたため平縣民政取締御役所に提出したものの素案と考えられる。さらに「口上覺」として次に示す書き付けがある。これは訂正してある部分もあり正式原稿を作るために書き付けたものであろう。日付は明治二年九月となっている。さらに、郡山市、当時の郡山村の今泉文書の中に次に示すような文書がある。

乍恐以書奉申上候

會津猪苗代湖水岸安積郡之内濱路村ヨリ同郡多田野村地内字サイキと中山鑿貫水路相開き安積岩瀬兩郡御開拓之儀ニ付流末村々悉惑難澁之有無被遊御尋承知奉

罷候私共村々之儀ハ従前用水不足之村々ニ而兎角旱損ノ憂有之一統難澁仕罷在候儀座候へハ（仕候得共）右鑿開相成候上ハ本田潤水ニも相成付一方為筋ニ相成可申兼而懇願罷在候儀ニ御座候間村々故障筋一切無御座候右御尋罷遊候ニ付御請書奉差上候以上

明治二巳年十二月

4 『農務頭末』にある小林久敬関係文書

この農務頭末は明治二十一年に編集を終えが、主なものは明治八年七月以後の農政である。これは明治八年七月二日の内務省の火災に遭ったためである。そこで偶然焼失を免れて農商務省に引き継がれた資料はごく少数であつた。その中の開墾についての資料に小林が集議院に建白したものと、そのやり取りが残されており、安積・岩瀬兩郡の開墾にかけた小林の並々ならぬ努力の跡が残されている。

「農務頭末第二十二開墾ノ一」一〇から引用する。引用が長くなるが小林久敬関係の文書がこれまで分散していたので、まとめる意味もあつて全文載せる。

岩代國安積岩瀬兩郡内開墾ニ付建言

明治六年二月十七日出

大属 青山 純

一開墾ノ儀ニ付建言書

小林久敬

右致勘辨處大業ニハ候得共願尤ニ付相聞乍然掘割開墾等之儀ハ實地検査之上ナラテハ容易ニ難差免且縣官之見込モ可有之候間左之通集議院へ御返達相成後日縣官ヨリモ申出候節音評議之方ト被存候間此段相伺申候 [地圖一葉一折込]

集議院へ御返達案

別紙岩代國須賀川宿陸運會社小林弥八郎父小林久敬建言之趣一應尤ニ相聞候得共開墾掘割等之儀ハ縣官ニオイテ最寄村々故障筋有無取組見込申立之上上可然義ニ候ハ、時宜ニ寄当省官員派出ヲモ申付實地検査

ノ上ナラデハ容易ニ難聞屈筋ニ付建白書繪圖面トモ返却旁見込之趣申進候也

明治六年二月 頭
左院 御中

一昨日御戻シニ相成候小林久敬建白書一覽致候處御寮之御寫取ニテ本紙ニハ無之且右建白書ハ左院ヨリ直ニ御廻シ申候事故可相成ハ左院へ御廻シ之様致度依之一應及御返却候也

明治六年三月二日 集議院
租税寮 御中

これらのやり取りが、前述の三島文書の中にあるように、小林久敬が明治6年3月福島県令安場に具申するに至った経緯が書かれていることが分かる。この時、小林が集議院からの返事あるいは呼出状と考えられる封筒が、先に述べた小林家の家宝（写真－2）に残されている。また、〔地図一葉〕（写真－3）とあるが、これによると小林がかなり詳しい地形図を添付している。次に小林が集議院に提出した建言書を示す。これは、磐城民政所、白河県に出したものをベースにしたものである。

明治五年十一月

開墾之儀建言書

岩代國安積郡ノ内開墾ノ儀建言書

福島縣管内岩代國安積岩瀬ノ兩郡ニ亘リ南北六里東西四里余ノ内間々草野ノ地有之地味ハ極メテ上地然レドモ水利不便ニシテ細流アリト雖トモ山間ノ石罅ヨリ出ル谷水而已ニシテ耕地ヘ注クニ足ラス故ニ其熟地ヲ知りナカラ旧來開拓相ナラス罷在候處安積郡ノ内ニ山ノ内湖水有之水常ニ充滿シテ最寄ノ村々大雨ノ節ハ山澤ヨリ水落入湖水溢レ出所シハシハ水損川カケ等ハ勿論田畑ヲ腐ラス是カ爲此歲登ラス一統難澁致シ居リ右湖水ハ高山ノ間ニシテ水高ク有之場所ニ付安積郡濱路村ヨリ水道ヲ開キ字サイキト申ス山ヲ掘通シ凡一里十五町程同郡多田野村地内字クルクル滝ト申迄掘抜キ印水致候得ハ水道自在剽堤築立候場モ數ヶ所所有之草野ノ地ヘ旋テ開墾ノ地所凡七八万石余可有之其内凡四五万石ハ賦税倚辨ノ耕地ト相成其余地高之分桑茶植付可申從來安積岩瀬兩郡ノ儀ハ渴水場ニシテ最上ノ地味ト雖トモ畑地多ク本田ハ用水ニ差支年々困苦罷在右湖水ヨリ水道相關ケ候得ハ畑地モ田地ニ變シ自然物成増加可致右水流シ落チ阿武隈川ヘ落入通船ノ爲ニモ宜シク右ニ付私儀昔日周旋深索仕候ニ右湖水ノ水元濱路村役人始メ及示談候處微シモ故障無之ノミナラス湖水ヨリ水落候儀ハ近村一統兼テ懇願ノ旨申ニ付山東開墾場安積岩瀬兩郡村々役人ヘモ及示談候處前件ノ通り年々用水差支總百姓共一統難澁罷在候儀ニ付右湖水ヨリ水道相關ケ候得ハ本田迄潤水罷成候ニテ水道掘抜ノ儀ハ流末ノ村々役人始メ總百姓ニ至ル迄年來挙テ懇願罷在候儀ニ付出格ノ御仁恤ヲ以テ御開拓被下置候ハハ數十ヶ村ノ人民挙テ正人夫相募リ候ハ勿論豪農ノ儀ハ身元相應入費出金モ可仕宿驛貧民ハ近來ノ旅人モ殊ノ外減少ニテ飢渴今日ニ迫リ候者ニハ夫々産業ニ有付追々入百姓（姓）ニモ出来人民繁（繁）殖必然ノ儀ニ付去ル明治二年巳年三月牧野金丸殿取締中建言仕候處間モナク白川縣管轄相成依テ御引継相成候間翌午年ノ二月中同志ノ者申合加印連名ヲ以テ縣廳江建言仕候處御用ハ多端ノ折柄御沙汰不被及打過罷在候得共前件之通り水元濱路村始メ開墾場兩郡ノ流末村々役人其始百姓（姓）ニ至迄數年懇願罷在候儀ニ付何卒御見分ノ上御採用相成候ハハ上ハ永世ノ御國益下ハ窮民御仁恤ト奉存候間此段奉建白候猶御尋ノ儀モ御坐候ハハ巨細口上ヲ以テ可奉申上依之今般出京罷在候ニ付別紙繪圖面相添謹テ奉建言候以上

福島縣管下 奥羽道中岩代國須賀川宿

陸運會社小林弥八郎父

第二大區小區愛宕下真福寺地中鏡照院寄留

小林久敬 印 五十貳歳

明治五壬申歲十一月

集議院 御役所

南岩瀬郡村々江流シ凡四里半
 北安積郡村之流シ凡四里
 但屈（堀）伸平均ノ見積
 幅 上口五間 但岩土砂共平均積 舗 六尺
 深貳間三尺 但高低平均積
 此地坪凡十三万七千六百三十坪
 此堀割人足貳百万六千四百四十五人
 但壺坪拾五人ノ積
 此代金十万貳千三百五拾兩
 但壺人ニ付銀四匁ツゝ
 飯米貳万六千四百五拾兩貳朱
 但石代同前
 一杭丸太柵足場板諸品
 此代金三千五百兩
 凡金十五万二千七百五兩也



写真－3 久敬の疏水路線案の図面
 （撮影；筆者 1994）

右ハ先年中同志之者ト共ニ周旋熟考シテ算計仕候得共猶費用ノ増減小異可有之歟實地精細御見分奉伏希
 尤右十五万余金之入費丈ケハ同志ノ者ハ勿論数万ノ人民奮起協力身命ヲ抛チ以自力於其村々堀割致シ候
 積リニテ必然成功ヲ期スル所ニ御坐候只湖水通路ノ鑿費ニ至テハ何卒不比洪大ノ仁恩公費ヲ以テ出来被
 仰付候ハ、実ニ無上ノ潤恩数万ノ小民感喜踊躍心肝ニ銘シ難有可奉存此段誠惶謹（言）仕候以上

明治六年一月

岩代國須賀川宿

小林 久 敬

集 議 院 御 中

付箋 ※ 1

記

一去ル巳年牧野金丸殿御取締奉建言候ニ付場所見積指出候様被申付同五月中同志之者一同サイキ山江罷
 越分間仕候処凡左之通り

字サイキ山ヨリ湖水低

（ 参 考 ）

一 貳百拾八間三尺八寸六厘

（ 3 9 6 m 5 0 ）

同所ヨリクルクル瀧低

一 貳百六拾間壺分五厘

（ 4 7 4 m 5 0 ）

湖水ヨリクルクル瀧真低

一 四拾貳間貳尺貳寸三分

（ 7 7 m 0 3 ）

クルクル瀧ヨリ湖水迄地平

一 壺里拾五丁三拾壺間五分

（ 5 6 1 8 m 3 5 ）

右之通ニ御座候以上

岩代國須賀川宿 小林 久 敬

明治六年一月

これは「関八州荒蕪ノ地ヲ開墾センコトヲ議ス」という建白書の「副」として添付されており建白書番外留
 として保存されている。この建白書は明治5年10月13日付けで、栃木県農民丸山英就、宮城県士族片山郁
 三郎の両名が提出したものである。内容は「今般各荒蕪ノ地ヲ開拓シテ佳田良圃トスルヲ以テ有志ノ輩ニ尽

カセシメ……以下略」、関左八州つまり相模、上野、下野、武蔵などと三陸の地までまだ開墾すべき場所があるが、その開墾の費用の捻出方法について建言している。この開墾地の具体例として、小林が提案している安積、岩瀬両郡を、その開墾方法とともに添付したものと推測される。

5 『太政類典』にある小林久敬の表彰

明治十二年十月二十二日

福島縣下須賀川宿平民小林久敬猪苗代湖疏通ニ盡力賞杯ヲ下賜ス

内務省伺

福島縣下猪苗代湖疏水ノ義彌不日着手ノ歩ヒニ立至リ候処同縣下岩瀬郡須賀川宿平民小林久敬義ハ兼テ岩瀬安積兩郡ノ水利ニ乏シクシテ農間不便ナルヲ憂ヘ就中湖水疏缺ノ義ニ付テハ多年東西ニ奔走シテ巨万ノ財産ヲ抛チ専ラ國益ヲ起スニ熱心致候如何ニモ奇特ノ至リニ付爲其御賞銀盃壹個下賜候様仕度此段上申候也

〔内務〕十二年十月二十一日

上申ノ趣聞届候事十二年十月二十二日

太政官書記官議案

別紙内務省上申福島縣平民小林久敬ヘ銀盃壹個賞與ノ儀審案候処右ハ猪苗代湖ノタメ財産ヲ抛チ盡力候段奇特ノ儀ニ付御允許可相成哉相伺候也十二年十月二十一日

この表彰に関して、下記のような新聞記事がある。これは明治時代の重要な記事をそのまま抜粋編集した『明治編年史』にかなり大きいな取扱いで記載されている。明治十三年（1880）三月の記事である。

猪苗代湖疏水鑿の功勞者

小林久敬表彰さる

〔三・三〇東京曙〕福島縣下岩代國岩瀬郡須賀川宿小林久敬が、同國猪苗代湖疏水鑿に盡力せしことは既に諸新聞にも掲載されしが、同氏が其目的を立てたるは今を距る事廿五年前、安政年間の事にて同國會津へ通行の節、安積郡御靈櫃峠へ至りし折東西を眺望し、地脈を按じて山西の湖水より山東の地形遙かに低きを以て開墾の事を思ひ立て豫て安積、岩瀬二郡にて水利の乏きことを憂ふれば、此業成るに於ては一は水下村々本田用水となり、又多分の新開地出來、流水を阿武隈川へ落し入れ、船路も大いに開け國益少なからず、深くこゝに見る所ありて爾後屢々其目的を建言し、焦慮多年にして今回彌々官に於て着手さるゝことに御決議ありて昨十二年一月伊藤舊内務卿の該地見分の爲め出張せらるゝ際、同月二十五日須賀川宿大白木源之助方へ停泊せられ、親しく小林氏を召し呼ばれ、内務權大書記官奈良原繁殿御附添にて、勸農局長松方正義御同席、内務卿より御賞詞の趣は「猪苗代湖ヨリ分水ノ儀ヲ目的ヲ附ケ發起シ、以來再度ノ建白漸ク此節ニ至リ手下ス事ニナリ、朝命ニ因リ場所見分ニ相下ル、専ラ國益ヲ起スニ多年ノ心勞奇特ニ思召」との事にて、其翌日左の詞令を賜りたり。

福島縣岩代國岩瀬郡須賀川驛

小林 久敬

其方儀嘗テ該境ノ水利ニ乏シキヲ憂ヘ猪苗代湖疏鑿ノ儀ヲ目論見多年東西奔走シ、専ラ國益ヲ起スニ熱心候段奇特ノ至ニ付、爲其賞銀盃一個下賜候事。

明治十二年一月廿七日

内務卿 伊藤博文御判

同氏が多年の勞志空しからず、今日此榮を蒙るを見るも刻苦勉勵のなすところ、廻町平川町の森成君よりの報知。

これは、明治十二年十月二十七日に郡山開成山での猪苗代湖疏鑿の起工式ため、前日須賀川に宿泊した大

白木屋で、二十七日朝、伊藤等政府高官が列席するなか小林久敬が表彰された記事である。ただし、日付が十月が一月と間違っているがこれは印刷校正時のミスと考えられる。ここで、大白木屋は須賀川の宮町にあった当時有数の旅籠で飯盛女もおいていた。現在同じ所にはホテル虎屋があるが、経営者は大白木屋とは関係はない。この記事によると中央では小林久敬が猪苗代湖疏水開鑿で非常に高い評価を受けていたことを表している。特に、下線の部分については大久保の東北開発構想に沿った素晴らしい小林案である。また、「既に諸新聞にも云々」とあることから、その他の中央紙にも報道されていたことが推測される。しかし、『太政類典』にある小林久敬の表彰が、中央では重要な記事として残されているのに、地元では無視されている。立岩一郎の『分草実録』ではこのことについて、次のように書かれている。

奈良原氏已鑿湖ノ業ニ着手スルヤ小林久敬工場へ出張頼マレサルノ用ヲ弁シ呼ハレサルノ命ニ応シ
五月蠅ヤ甚シキヲ以テ之ヲ賞スルニ銀盃ヲ以テシ暗ニ其念ヲ絶タシムト

これは猪苗代湖疏水（安積疏水）工事の着工後となっているが、小林が銀杯を下賜されたのはこれまで述べてきたように、着工前であり『分草実録』の記述は誤りであり、小林を非常に低く見ている。

6 『安積事業誌』の中の小林久敬

『安積事業誌』は、これまで、地元郡山では安積開拓事業に関する最も基本的な文献として知られている。これは、安積開拓の主導者である中條政恒自伝であると云われており、安積開拓の研究にとって重要な文献であるが、筆稿本のまま、公刊されることなく、孤本として郡山市図書館に所蔵されている。本書の体裁は和綴本で、全13巻、10冊、和紙に毛筆で墨書されたもので全巻とも1ページは26行、1行は31字詰で通している。最近この文献の研究が進み安積開拓の資料としての価値が見直されている。中條政恒は米沢藩の士族の出身で明治5年福島県典事、6年安積開墾掛長、9年権参事、11年大書記官として安積開墾の福島県官の中心的人物として活躍した。しかし、安積疏水開通の少し前、明治14年8月に太政官少書記官に転任した。この、転任に対して、この時の上司である福島県令・山吉成典に嫌われたことが原因であると言う説があるが明かではない。この『安積事業誌』の中で「安積疏水と小林久敬」について中條政恒は次のように述べている。今日の小林久敬の評価に非常に大きな影響を与えている記述である。

卷之八 第十六回 明治三年齋木峠測量之事

兎角乏水ヲ憂フルコトハ本郡一般ノ人気ナレバ、一僧偶然ノ茶談モ川口某ノ注意トナリ。川口某ノ説、世ニ出テ三四有志ノ注意ヲ惹起シタルモノニアラン。明治三年ニ至リ本郡大槻村相樂半右衛門、駒屋村山岡友次郎、多田野村山岡山三郎、小原田村関口桃翁、岩瀬郡須賀川駅小林久敬申合、熱心ニ疏水業実行ヲ試シ相伴フテ西方大嶺ヲ超ヘ湖ヲ検シ、湖ノ東岸濱路村ヨリ齋木峠ヲ経テ東注セント欲シ同線路ヲ測量セリ。乍去當時ノコトトテ今日ノ如ク測量器械モ精微ナラズ。調方器位ノ事ナレバ固ヨリ細密ノ精図ヲ製スル能ハザリシ。此ニ於テカ数名連合シテ左院ニ建白セシガドモ左院ニ於テハ誠実ナル詮議ニ至ラザリシト見ヘ、一向ニ実行シ得ベキノ見込アルニ至ラズ。業大ニ資巨ニシテ他ニ尽スベキノ良案モナケレバ、一同ハ多少費用モ損シタルナランナレドモ、時勢ノ至ラザルヲ看破シテ運動ヲ中止セリ。独リ小林久敬一人ハ其後屢々左院ニ迫リ、人民ヨリ運動費ヲ募リ多少之ヲ得テ費消セルコトモアリシトゾ。然ルニ久敬為人奸黠不正殊ニ狂人然タル人物ナルヲ以テ之ヲカカル大業ヲ何程主張スルモ應ズルモノナク、皆山師ヲ以テ之ヲ遇シ冷笑嘲罵之ヲ相手ニスルモノナキニ至ル。非常ノコトヲ主唱スルモノ、人耳ヲ驚カシ冷笑嘲罵ヲ受クルハ古今ノ常ナルドモ、此小林ハ一種不可思議ノ性質ニテ取り留メナキ性質ニ加ヘテ不正、不品行甚ク到底信用シ得ベキノ有様アリシモノニ非ズ。

第十七回 中條君已ニ安積ニ手ヲ下スモ灌漑道ナク宿志ヲ妨グルヲ憂ヒ、猪苗代湖疏水ヲ決心セラレタル事。

付 小林久敬狂妄、村上清通疏水ニ熱心セシ事

明治六年三月開成山ノ業起ルヤ、中條政恒君遠大ノ規模、非常ノ熱誠ヲ以テ之ヲ董督セラレ久シク本郡ニアリテ郡中ノ利害ニ熱セラル。殊ニ開拓殖民ニハ最モ灌漑ノ便ヲ要スルモノニ、本郡ノ形勢古村ダニ乏水ヲ嘆スル有様ナレバ何ゾ更ニ新墾地ノ灌漑ヲ望ムベケレンヤ。是中條君ノ方針前途ニ横ハル一大障害物ナレバ、同君開成山事業経営中ノ多忙多事ナルニモ拘ハラズ、灌漑方策ヲ苦心セラレテ片時も息マズ。良案ヲ得テ満足セントセラレ、相樂其他ヨリ已ニ郡中猪苗代湖疏水談アルヲ熟知シテ、独り心中ニ其必成ヲ覚悟シ、人ニモ告ゲズ山河ヲ検シ独り窺カニ方案ヲ講シ、以テ機ノ至ルヲ待タレリ。是ゾ從來大業成功ノ大根源ナリトス。中條君開物成務ノ宿志非常ナル熱度ハ、此水ニ乏シキニ撞着シ、此熱心ヲ妨害スル一大障碍物アリシナレバ、同君ノ排障熱ハ盛ニ燃焦シテ、自一身利害ヲ問フニ違アラズ。何等ノ大業、何等ノ困難ニモ打勝テ宿志全フセント毅然、自ラ任ゼラレタルナリ。此時ヤ小林久敬ハ中條君ノ力ニ頼ラント欲シ頻リニ同君ヲ訪問セシガドモ、同君ハ元來小林ノ為人ヲ知り狂妄、不正此ノ如キモノヲ相手ニシテハ到底大事ヲナス能ハザルヲ看破セラレ、謝絶シテ一度モ面会セラレザリキ。故ニ小林ハ中條君ニ絶念シテ、明治八年東京ニ出テ出京中ノ安場縣令ニ疏水ノ事ヲ説キタルニ、當時中條君ハ縣廳ニアリ。村上清通氏代リテ開成山ニアルヲ以テ、安場縣令ハ小林ヲ諭シ開成山ニ来リ村上氏ト協議スベキヲ以テス。小林則チ開成山ニ於テ村上氏ニ説ク。村上氏大ニ之ヲ嘉シ頗ル熱心ニ主張セリ。自ラ雅號ヲ西山ノ麓ナル温泉場、休石ト云フニ取り休石ト號シタルハ、必ズ之ヲ成サントスルノ覚悟ニモアリシナラン。一日村上氏縣廳ニ至リ中條君ニ對シ其賛成尽力ヲ説ク。極メテ切ナリ。中條君曰、余ハ此事ヲ思フヤ久矣此事ニ覚悟スル所アルヤ深シ矣。今更ニ賛成、不賛成ヲ論ウル迄モナケレドモ、是非常ノ大事、大資本ヲ要スル業ニシテ、其地ノ民力ニ堪ユベカラザルハ勿論、日本今日ノ財本家ニモ公益ニ對スル熱度ノ強キ憂國家ハ地ヲ掃フテ見ザル所ナレバ、到底政府ノ力ニアランズンバ成功ノ見込ナシ。而シテ政府ノ方向ヲ決スル亦実ニ容易ニアラズ。然ルニ小林如キ相手ニシ騒ギノミ仰山ニシテ挙動、躁妄輕易ニ涉リテハ、其論美ナリト雖、其精神佳ナリト雖、余ハ害アリテ益ナリヲ知ル。兄其篤ク注意セヨト村上氏之ヲ聞テ悦バズ。尔來多方手ヲ出セルモ、只小林ノワルサ長ジタルノミ。果シテモ實用ニ供スベキノ運ビニ至ラズシテ止マリ。村上氏此挙ヤ方法ハ失ヒタリト雖モ、其熱心ハ嘉スベキ也。

ここで、中條は小林と徹底的に無視したことが分かる。いくら面会を求めても一度も合わなかった、と記しているが、一度も合わないで小林久敬は狂妄、不正な人物で山師だと決めつけている。測量結果も精巧な器械が無かったので、いい加減なものといいい切っている。しかし、前述の建白書番外留に残されている明治2年の牧野金丸に提出した測量結果は、当時の技術水準を考慮すると、非常に精度が高いものと評価できよう。このようなことから中條は小林等の調査結果を検討もしないで黙殺したことになる。中條が小林を相手にしなかったことについては、大正十一年に松山傳三郎が編纂した『安積疏水と開墾』にかなり詳しく書かれているが、疏水開墾に非常に熱心であった小林と中條は着任初期は広い意味の安積開墾ではなく、県の方針として安積原野の一部大槻原の開墾に目処をつけなければならない急務があるため、巨額の費用を要すると考えられる猪苗代湖からの疏通は二の次としていたため、急進派の小林とは波長が合わなかったと述べている。しかし、『安積事業誌』の巻之十一には「元來疏水ノ事ハ主トシテ中條君ノ精神非常ナルヨリ起リタツコトナレバ……」とあり、安積疏水は中條が中心であるかのごとく述べている。このようなことから、先覚者としての小林と、後から企画に参加したが、県官の中心的安積疏水推進者と自負した中條政恒が小林久敬が目障りであったと推測される。中條に嫌われたことが、その後の小林の評価に非常に大きなマイナスの影響がでていると考えられる。また、中條政恒の孫に作家の宮本百合子があり、彼女が『貧しき人々の群れ』等で明治期の安積開墾の様子を小説に著しており、百合子を通して政恒の名声が地元で高くなっている。これに反比例して小林久敬の評価が下がり続けている。

7 三島文書にある疏水開通後の建言書

明治十五年に安積疏水が開通したが、小林が計画した岩瀬までは分水されなかった。これは、三森峠案を主張した中條が沼上峠案に妥協した結果である。疏水路案としては、小林等の斉木峠案、と前の三案があった。安積、岩瀬両郡に水が行き渡る最も優れたルートは小林案である。中條案は具体性がなく、工費も最もかかり、三案では最低の評価しかできないものと言えよう。実際に昭和の新疏水ルートは小林が計画した斉木峠ルートは地質条件が悪かったため、迂回したが彼が主張したクルクル滝の直ぐしたを通るルートになっており、これにより岩瀬郡まで分水され今日に至っている。中條が小林案を採り入れていれば、小林が存命中に岩瀬に水がきたかもしれないと推測できる。小林久敬の熱意がひしひしと伝わってくる、建言書を次に示す。

猪苗代湖ヲ安積岩瀬両郡ニ疏通スルノ事業ハ不肖久敬曩ニ意匠スル所アリテ明治二年三月磐城平民政局ヘノ建言ヲ始トシ本縣ニ集議院ニ内務省ニ鄙見ヲ具狀スル事数回茲ニ明治十二年朝廷其鄙言ヲ嘉納セラレデ此工事ヲ起サレ同十五年九月其功ヲ竣ラシタルハ實ニ古今未曾有ノ一大工事ニシテ単ニ荒蕪地開墾ノ裨益ノミナラス本田灌水ノ便ヲ得テ沿線村里ノ幸福豈小ナラシヤ然ルニ素ト久敬鄙見ヲ建言シタル趣旨ハ及チ我岩瀬郡ノ従来水利ニ乏シクシテ荒蕪地アルモ之レヲ開拓スル能ハス熟田亦随テ倍植ニ若シモ其減安積郡ノ比ニアラサルヲ以テ寧ロ我カ岩瀬郡ニ疏水アラコトヲ企図シスルニ獨リ安積郡ニノミ此大幸福ヲ與ヘラレタルハ愚案スルニ安積郡ニハ對面廣谷ノ兩原最モ著シク其実利ノ目下ニ頻シタルモノアルカ為ナルヘシト雖トモ岩瀬ノモ亦荒蕪ノ地少ナシトス那ノ吉美根原ヲ始トシ凡百ノ原野茫漠トシテ郡ノ過半ヲ占メ其之ヲ開墾スルノ実利ハ却テ安積郡ノ右ニ出ルモ何ソ之レニ讓ランヤ於是安積郡下守屋村ノ水脈ヲ派延シテ二線ヲ設ケ南部ノ一線ハ岩瀬郡里守屋村ニ流シ梅田横田木ノ崎泉田ノ四ヶ村ヲ經岩瀨ヨリ稻村ニ達シテ隈九川ニ入北部一線ハ同シク里守屋村ヨリ今泉館ヶ岡仁井田越久西川ノ五ヶ村ヲ過キ森宿村ニ至テ隈九川ニ入ノ兩線ヲ疏通セラレナハ畜ニ荒蕪地開墾ノ利用ヲ與フルノミナラス本田数千町歩ノ水利ニ便ナラシメ其收穫ノ得益此疏水ノ失費ヲ償フカ如キハ久敬カ喋々ヲ要セサルモ牙籌一彈容易ニ算シ得ヘキナリ尤モ本郡人民ヨリハ更ニ請願スル處アルヘキモ是レ久敬カ積年企望セル素志ナルヲ以心左右ニ馳スルヲ止ルコト能ハス焉ニ鄙言ヲ呈ス筆墨所存ノ萬一ヲ叙セス統テ祈ル 涵セハ曷感戰ニ任ヘシ誠恐頓首謹言

福島縣岩瀬郡須賀川村

明治十六年十一月十八日

小林 久 敬

福島縣令 三 島 通 庸 殿

これから、小林は疏水が安積原野に水が引かれた後も、何とか岩瀬郡まで水をもってくる運動を行っている。しかし、地元ではこの建言書については全く伝えられてはいない。このことが、須賀川の人々に正確に伝えられていれば、今日の久敬の評価は別なものとなっていただろう。

8 『安積疏水志』にある小林久敬関係の記事

この『安積疏水志』は明治38年織田完之によって編纂されたもので、猪苗代湖疏水のちの安積疏水の開鑿の運動から、調査計画、着工、完成から明治38年までの疏水の歴史を綴ったものである。この中に小林久敬が亡くなったことについてに記事が載っている。疏水にとって小林の存在が大きかったことを現している。

明治二十五年四月九日

十二番議員

後 藤 浪 平

五月小林久敬没、通稱彌左衛門、岩瀬郡須賀川驛人、夙ニ安積開墾疏水ノ事業ニ熱心シ、福島縣ニ稟申シ、又太政官ニ建言ス、其ノ志嘉尚スヘキヲ以テ銀盃ヲ賜フ、久敬感激神社ヲ建テ、永ク疏水ノ守護神

トナサント欲ス、果サスシテ没ス、後稲垣某等碑ヲ愛宕山ニ建ツ
さらに、小林久敬の安積疏水の疏通運動に対するこれまでの功績に感謝して建碑の費用の一部を贈ったこと
に関することが、下記のように載っている。

故小林久敬ノ功勞ニ報ユルニ議

建 議 (可決)

故小林久敬ハ我安積疏水ニ關シ功勞不尠依テ建碑費ノ内金參拾圓ヲ贈ルモノトス

明治二十六年十二月七日

建議者 薄 井 傳 吉

ここで、小林久敬が亡くなった明治時代において、普通水利組合は小林久敬の功績を高く評価していたことが分かる。中條政恒は生前、普通水利組合より疏水開鑿推進の功勞者として寸志をもって感謝されたと『疏水志』に記されているが、明治三十三年に安積郡桑野村で亡くなったにもかかわらず、『疏水志』ではなにも触れられていない。小林久敬が疏水開鑿の功勞者として建碑の費用が贈られていることは、普通水利組合の関係者が彼の功績を正当に評価していたことの現れである。中條政恒がいかに小林を無視し、狂人扱いをしたが、疏水の恩恵を受けた人々が、小林久敬の功績に非常に感謝の気持ちを抱いていたことが分かる。このことは、現在、小林久敬の忘れられた存在と、中條の不当な評価を考えると救われる思いがする。

9 むすび

幕末から明治初期にかけて、猪苗代湖の水を奥羽山脈を貫いて安積原野に疏通させようと奔走した第一人者は須賀川の商人小林久敬といって過言ではなかろう。しかしながら、これまで一部の人を除いて、須賀川での久敬に対する評価は低いと言わざるを得ない。これには、彼の性格にもあると言われているが、その他の疏通の運動をしたのが、二本松の渡辺閑哉を除いて全て郡山の人々および役人であったからであろう。また、久敬の構想にあった地元への疏水、つまり岩瀬郡まで猪苗代湖の水を引くことが実現したのは第二次世界大戦後の昭和27年であり、久敬存命中には再三の建白にも関わらず実現しなかったことも、地元での評価を低くした原因と言えよう。

しかし、大久保利通が東北開発構想を立てるにあたって、本多の思想と共に小林に建言を高く評価したのは、これらのことから当然のことと考えられる。小林久敬が大久保の死後、明治12年10月23日猪苗代湖疏水の起工式の当日の朝、彼の地元須賀川で伊藤博文、松方正義など列席のなか銀杯を下賜されたのは明治政府がその功績を称えた結果といえよう。小林が岩瀬まで疏水を引くことを諦めず、運動し続けたことについては、地元では全く知られていない。小林の夢が叶ったのは昭和二十三年に新安積疏水が完成してからである。百姓でなかったため、自分自身にとって利益にならない小林久敬が、私財をなげうって疏水開鑿に奔走したが、現在で云うところの偉大なるボランティア活動と解釈できよう。これに対して疏水の恩恵に与っている安積の人々のみならず、地元須賀川においても小林久敬に正当な評価を与えていないことは残念なことである。終わりに、この報告を書くにあたり、貴重な資料を提供して頂ました、須賀川市天泉幼稚園・園長杉原幹雄氏、元須賀川市立博物館長・高久田大一郎氏に心から感謝いたします。

参考文献

- 1) 郡山市史 第九巻 資料(中) 郡山市 1970年3月31日 p621~625、p621~625
- 2) 中山泰昌 編著 明治編年史第四巻 本邦書籍 1982年11月25日 p185~186
- 3) 松山傳三郎編纂 安積疏水と開鑿・上編 1922年10月21日 p21~24
- 4) 須賀川市史 近代・現代Ⅰ 須賀川市教育委員会 1975年3月1日 p91
- 5) 農務顛末 第五巻 農林省 1952年4月20日 p842~845